

## 【連結財務書類 注記事項】

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～12年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
簡易水道特別会計	地方公営事業会計 (地方公営企業会計)	全部連結	—
下水道事業特別会計	地方公営事業会計 (地方公営企業会計)	全部連結	—
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	地方公営事業会計 (その他)	全部連結	—
国民健康保険特別会計 (直診勘定・伊根診療所)	地方公営事業会計 (その他)	全部連結	—
国民健康保険特別会計 (直診勘定・本庄診療所)	地方公営事業会計 (その他)	全部連結	—
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	地方公営事業会計 (その他)	全部連結	—
介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	地方公営事業会計 (その他)	全部連結	—

後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
京都市町村議会議員公務災害補償等組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.41%
京都府自治会館管理組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.09%
宮津与謝消防組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.81%
京都府後期高齢者医療広域連合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.29%
京都地方税機構（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.16%
宮津与謝環境組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.90%
京都市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合は、比例連結での対象団体ではありますが、負担割合が無い場合公会計上の連結対象からは除外しております。

## (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。